

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程看第13号

(趣旨)

第1条 石川県立看護大学学則第46条の規定に基づき、本学で行なわれる調査・研究、及び本学に所属する者が行う調査・研究について、ヘルシンキ宣言（1964年WMA採択、1983年修正）の趣旨に照らし、検討・審査するため、石川県立看護大学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査対象及び審査方針)

第2条 委員会は、前条の趣旨に従い、調査・研究の実施責任者から申請された実施計画及び成果の公表予定内容等について、倫理的及び社会的観点から特に次の各号に掲げるところに留意して審査し、学長に報告する。

- 一 調査・研究の対象となる個人の人権の擁護
- 二 調査・研究の実施によって生ずる個人の不利益並びに危険性に対する配慮
- 三 調査・研究の対象となる者（本人又は家族）の理解と同意
- 四 利益相反

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専任教員の中から学長が指名する者
- 二 その他学長が委嘱する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会は、第2条の実施責任者に対して、委員会の場で、申請内容等について説明及び意見を求める場合がある。
- 3 委員が申請をしたときは、その案件について審査に加わることはできない。
- 4 委員会は、審査の必要に応じて関係者又は委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は、委員長が別に定める事由に該当する案件について、第1項の規定にかかわらず委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査の結果はすべての委員に報告されなければならない。

（判定）

第7条 審査の判定は出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表明をもって行う。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 変更の勧告
- 四 不承認
- 五 非該当

2 迅速審査の判定は出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表明をもって行う。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 変更の勧告
- 四 不承認
- 五 非該当
- 六 判定保留

3 審査経過及び判定は記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することができる。

（申請手続及び判定通知）

第8条 審査を申請しようとする者は、所定の倫理審査申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、申請を受理したときは速やかに審査を開始し、審査を終了したときは所定の審査結果通知書をもって申請者に通知するものとする。

（実施制限及び再審査）

第9条 実施責任者は、審査結果通知書による承認を経た後でなければ、当該調査・研究を実施することはできない。

2 実施責任者は、審査結果に異議あるときは、再審査を請求することができる。

（事務）

第10条 委員会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月5日から施行する。